

改元に伴う定例会、臨時会の称呼について

1 称呼の考え方

地方議会の定例会・臨時会の称呼については、特に地方自治法や会議規則に該当する規定はなく、各市議会において最終的な判断をしていただくことになります。

(全国市議会議長会より)

2 参考法令

【地方自治法】

第 102 条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、**毎年**、条例で定める回数これを招集しなければならない。

【かすみがうら議会定例会条例】

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 102 条第 2 項の規定によるかすみがうら市議会の定例会は年 4 回とする。

【かすみがうら市議会定例会の招集時期を定める規則】

かすみがうら市議会の定例会は、**毎年** 3 月、6 月、9 月及び 12 月に招集する。ただし、招集月は、都合により繰り上げ、又は繰り下げすることができる。

3 かすみがうら市議会先例集抜粋

議会の呼称(法 102)

かすみがうら市議会の呼称は、会期ごとに順次回数を追って定例会、臨時会の別に「(年号) ○年かすみがうら市議会第○回定例会（臨時会）」とし、回数は暦年ごとに付する。

【逐条地方自治法】

「毎年」とは、**暦年**であり会計年度の意ではない。(行実 昭和 27, 9, 19 参照)

【暦年とは】

1 月 1 日から 12 月 31 日までの 365 日(366 日)を指します。

暦で定めた 1 年。現行の太陽暦の 1 年は平年 365 日、閏年(うるうどし)366 日。

改元に伴う定例会、臨時会の称呼について

平成31年2月28日
全国市議会議長会

本年5月1日に元号が改められることによる定例会、臨時会の称呼について各市議会より照会を受けていることを踏まえ、以下のとおり情報提供させていただきます。

1 称呼に関する法令及び考え方について

地方議会の定例会、臨時会の称呼について地方自治法や会議規則に該当する規定はありません。そのため、先例や申し合わせを参考に議会運営委員会や全員協議会などで協議し、必要に応じて執行機関との協議を行ったうえで、各市議会においてどのような称呼にするか最終的な判断をしていただくことになると考えます。

2 過去の改元に伴う事例と想定される具体的な称呼について

過去の改元に伴う定例会、臨時会の称呼については、明治から大正（7月30日改元）、大正から昭和（12月25日改元）、昭和から平成（1月8日改元）の事例を挙げることができます。

このなかで、今回の改元に類似する明治から大正の事例等を参考にすると次のような称呼が考えられます。（平成31年3月に第1回定例会を開催した市議会が、改元後の6月に定例会を開催する場合。）

- ①議会の招集は、1月から12月の間に条例で定める回数招集されることから、改元に関係なく、第2回にする。
例「新元号元年第2回定例会」
- ②新元号における最初の定例会であることから第1回にする。
例「新元号元年第1回定例会」
- ③元号や暦年を基準とした称呼ではなく、国会のように通番（第198回国会）にする。
- ④今後は、回数を付けない。
例「新元号元年6月定例会」

【お問い合わせ】

全国市議会議長会 調査広報部 本橋・篠田・内田
TEL：03-3262-2303